平成２６年（フ）第１９４７号
福岡市博多区吉塚３丁目16番14号
債務者　木下　敏枝
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４８号
福岡市南区柏原２丁目19番20号
債務者　松尾　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９５０号
福岡市早良区野芥４丁目31番１―404号
債務者　土居　啓造
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９５９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１　ベンタナヒルズ篠栗16―1101号、前住所福岡県糟屋郡志免町大字吉原134番地３　グランディア博多の杜308号
債務者　道脇　志保
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９６０号
福岡市城南区長尾５丁目26番20―301号
債務者　廣瀬　　聡
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4665番地２　サンハイム畠中202号
債務者　松尾　雄一
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4665番地２　サンハイム畠中202号
債務者　松尾　美加
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１号
福岡市南区桧原３丁目13番８―101号
債務者　冨田　公子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３号
福岡市東区箱崎２丁目９番６号
債務者　新井　知之
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４号
福岡市城南区別府１丁目８番31号
債務者　河崎ゆう子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５号
福岡市博多区博多駅南３丁目13番17号
債務者　竹輪春江こと　朴　　春工
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６号
福岡市中央区舞鶴３丁目８番１―404号
債務者　山本美智代
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７号
福岡市南区向野１丁目22番28号
債務者　中村　年和
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７号
長崎県諫早市福田町2451番地３、前住所長崎県諫早市仲沖町１番13号
債務者　松本　浩徳
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３号
長崎県諫早市上大渡野町1157番地４　みどりの園病院、前住所長崎県雲仙市吾妻町阿母名239番地６
債務者　野畑　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６６７号
仙台市太白区金剛沢３丁目14番31号
債務者　戸田武智夫
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６６８号
仙台市太白区金剛沢３丁目14番31号
債務者　戸田　　均
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係